

答 申

第1 審査会の結論

特定の傷害致死事件に係る被害者及び加害者の氏名等や発生日時、場所等が記載された公文書につき、警察本部長が、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は、妥当である。

第2 不服申立ての経過

1 開示請求

平成14年6月6日、不服申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、同年2月～3月頃、新湊署へ暴行を受けていると被害届を出し、これを取り下げ、その後、傷害致死事件被害者となった男子中学生の電話番号、住所、氏名と本件の加害者少年少女全員の住所、電話番号、氏名、加害内容と傷害致死事件のおきた期日、時刻、場所とこの被害者と加害者のかかわりが分かる文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を請求した。

2 開示決定等

（1）平成14年6月17日、実施機関は、上記の請求に対し、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第4号及び第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する非開示決定を行い、不服申立人に通知した。

（2）平成14年6月25日、不服申立人は、本件非開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不服申立てを行った。

（3）平成14年6月28日、諮問実施機関は、当該不服申立てについて、不服申立人の氏名、住所及び不服申立ての理由等に関する記載内容が不明瞭なため、不服申立人に対し補正を求め、同年7月8日、不服申立人から諮問実施機関に対し回答があった。

（4）平成14年7月29日、諮問実施機関は、本件非開示決定処分に係る不服申立てについて、条例第19条の規定に基づき、富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 不服申立ての内容

1 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、非開示決定を不服として本件対象公文書の開示を求めるというものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が「審査請求書」において主張している不服申立ての理由は大変わかりづらいが、主たる内容は概ね次のとおりである。

本件対象公文書に記載された事件について不服申立人が提訴した少年審判をもとめる行政訴訟を争うには、当該公文書の開示が必要である。警察の捜査が秘密というベールに守られていることはよく知っているが、これでは裁判自体を警察が封じることになる。

第4 実施機関の主張

「非開示理由説明書」のなかで、実施機関が主張している非開示の理由は、別紙のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書の存否応答拒否について

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する非開示決定を行っていることから、本件処分が条例第10条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかを判断する。

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。そこで以下、本件対象公文書の存否を答えるだけでどのような情報を開示することとなるのか、そして、その情報が条例第7条各号の非開示情報に該当するか否かについて検討を行うこととする。

2 存否を答えるだけで開示することとなる情報について

本件開示請求では、開示を求める本件対象公文書を特定するため、傷害致死事件の具体的な経緯（時期、関係機関等）や被害者及び加害者の概要（男子中学生、少女）を詳細に指定している。

このため、本件開示請求により特定された本件対象公文書が存在するか否かを答えるだけで、警察が当該開示請求で言及している傷害致死事件の発生を認知し捜査しているか否か、あるいは、当該開示請求で指定されたとおりの事件内容を公文書に記載しているか否かといった捜査状況に関する

る情報（以下「本件捜査関係情報」という。）を開示することとなる。

3 本件捜査関係情報の条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については非開示情報として規定している。

そこで、以下、本件対象公文書の存否を答えるだけで開示することとなる本件捜査関係情報について、条例第7条第4号の非開示情報に該当するか否かについて検討する。

本件開示請求において詳細に言及されている傷害致死事件は、これまでに警察が行った広報により公にされた事実はない。このような状況のもとで、本件開示請求に対し本件対象公文書の存否を答えることにより、本件捜査関係情報が開示されることとなると、捜査の密行性が損なわれ、警察の捜査活動の実態が露呈されることとなり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることには、相当の理由があると考えられる。

したがって、本件捜査関係情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当するものと認められる。

4 結 論

以上の理由から、事件内容を詳細に指定した本件開示請求については、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条第4号の非開示情報に該当する本件捜査関係情報を開示することとなるものであり、同条第2号については判断するまでもなく、条例第10条の規定に基づき開示請求を拒否した本件非開示決定は妥当であると認められる。よって「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙 実施機関が主張している非開示の理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書が、仮に存在するとすれば、当該事件の捜査、公訴の維持、刑の執行に密接に関連する情報及び当該事件の関係者に関する犯罪事実等が記載されているものと思料されることである。

2 条例第7条第4号該当性について

本件開示請求は、事件内容の詳細を記載することにより、事件を特定して開示請求を行っているが、当該請求により特定される事件は、これまでに警察が行った広報により公にされた事実がない。

仮に当該事件の発生を警察が認知していれば、当該事件の捜査を行っている可能性は特段に高く、そのうえで、当該事件の発生を公にした事実がないということは、当該事件が少年事件の特殊性に特段の配慮を要する事件であることなど当該事件捜査を密かに行う何らかの理由が存在していることとなる。

また、公にされていない特定の事件の情報について、犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求を行ったような場合、当該公文書の存在を知られることにより、捜査状況の一部が明らかとなり、捜査の密行性が損なわれ、証拠隠滅を容易にしたりするおそれがあることから、これらの情報は犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められる。

3 条例第7条第2号該当性について

対象公文書が存在しているとして、個人識別情報を除いて部分開示したとしても、請求記載内容（犯罪の被害者が暴行事件に関する被害届を提出した事実、当該被害届を取り下げた事実、傷害致死事件の被害者が男子中学生である事実、加害者が少年少女である事実）、開示した情報及び他の情報とを照合することにより、関係者の権利利益を害するおそれがある。

4 条例第10条該当性について

本件請求のように、請求内容に事件内容の詳細を記載すること等により、事件を特定して開示請求を行い、当該特定事件について、開示決定の時点までに警察が行った広報により公にされた事実又は公にする予定がないものについて、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条各号に規定する非開示情報を開示することとなるものについては、常に存否の応答を拒否する必要がある。

5 以上のことから、本件対象公文書はその存否を答えるだけで、条例第7条第4号及び第2号に規定する非開示情報を開示することとなり、さらに、公益上特に必要があると認められる場合など当該情報を開示すべき他の理由はないと考えられることから、本件開示請求に対しては、条例第10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否する。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成14年7月29日	諮問書を受理
平成14年7月31日 (第1回審査会)	諮問事案の概要説明
平成14年10月21日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成14年11月8日	非開示理由説明書を受理
平成14年12月25日	不服申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成15年 5月29日 (第9回審査会)	審議
平成15年 7月 9日 (第10回審査会)	審議
平成15年 8月20日 (第11回審査会)	審議
平成15年 9月29日 (第12回審査会)	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 坪 健	弁護士	会長代理
菓 子 博 明	高岡市社会福祉協議会長	
川 田 和 美	砺波市連合婦人会長	
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役 (論説委員長)	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長

(平成15年9月現在)